

## 7 農林水産業関係

### (1) 農林水産業分野の基本方針

農業・農産物等については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の制定以降、市場原理の導入等により生産者の自主性をいかした農業の体質強化に努めるなど農政の抜本的改革を進めており、平成11年度には、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が制定され、意欲ある農業者に施策を集中し、「効率的かつ安定的な農業経営」を育成することとしている。

また、森林・林業については、平成12年12月に「林政改革大綱」を策定し、木材の生産を主体とした従来の政策を抜本的に見直し、森林の多様な機能の持続的発揮を図るための政策に転換することとしている。

さらに、水産業については、平成11年12月に「水産基本政策大綱」を策定し、漁業の生産性の向上や経営の近代化等を主眼とした従来の政策を抜本的に見直し、水産資源の適切な保存管理と持続的利用を基本とした新たな水産政策を構築することとしている。

今後ともこうした方向に沿って、生産の向上のみならず、国民生活の安定・向上等を重視した農林水産行政を実現するため、順次、システムの改革を着実に推進する。

### (2) 農林水産業分野の重点事項

#### 農産物検査の民営化の推進

平成13年度から実施される農産物検査の民営化を着実に推進し、ニーズに即した適確な検査を行うことにより、農産物の円滑な取引の確保を図る。

#### 消費者の選択肢の拡大

平成13年度から適用される遺伝子組換え農産物に係る品質表示基準を始めとした農産物の品質表示を適切に行うことにより、消費者による適切な選択に寄与する。

#### 森林の多様な機能の持続的発揮の推進

森林計画制度の見直しを行うことにより、森林の多様な機能の持続的な発揮を推進する。

#### 適切な水産資源管理の推進

広域的な水産資源管理制度の整備等により、適切な資源管理、漁業経営の効率化・負担の軽減等を推進する。